

日本ワインの地理的表示の方向

2015年3月

高橋 梯二

東京大学農学生命科学研究科非常勤講師

ワインを含む酒類については、TRIPS 協定が成立した 1994 年にいち早く、国税庁告示（平成 6 年国税庁告示第 4 号）によりワインを含む酒類についての地理的表示制度が定められています。この告示は、TRIPS 協定によりワインと蒸留酒についてはいわゆる追加的保護をとることが加盟国の義務となりましたが、日本ではこの義務を果たす法制度がありませんでしたので、国内法で手当てする必要があったことから至急制定されたのであらうと思われます。地理的表示として指定されているのは、今のところ、ワインで「山梨」、清酒で「白山菊酒」、焼酎で「壱岐」、「球磨」、「琉球」、「薩摩」の產品のみです。

最近、日本でもワイン消費が定着し、しかも、日本のブドウで造る日本ワインの評価が高まっていることに加え、ワインや清酒等の輸出振興のためにも地理的表示制度をさらに整備すべきではないかとの議論が盛んになっています。2014 年 8 月には自民党の議員が地理的表示制度を中心とするワイン法の制定の検討を開始したとの新聞報道があり、また、担当省庁の国税庁においても酒類の地理的表示のあり方等の検討が行われていると聞いています。

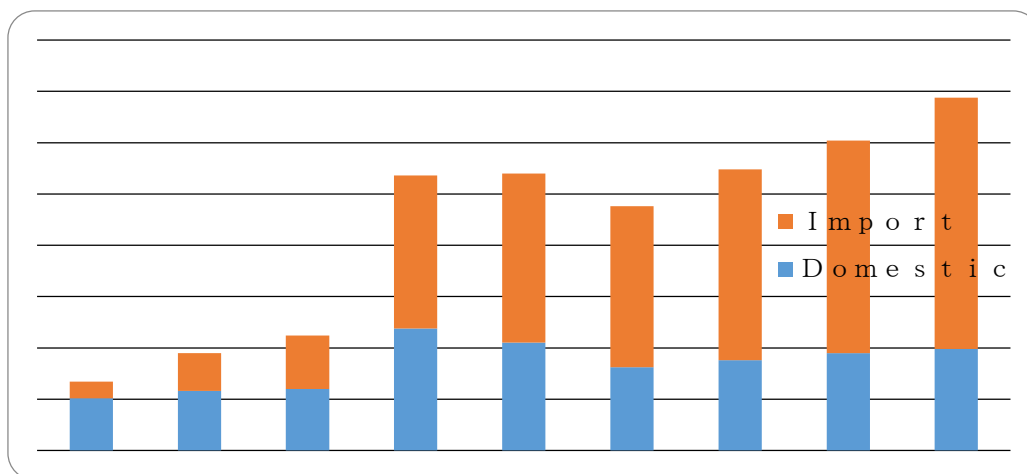
本章では、ワインについて、地理的表示との関連において生産と消費の状況がどのようになっているのか、また、日本ワインの品質の改善と生産の拡大のために地理的表示制度がどのように整備されるべきかについて検討を行います。

1 日本ワイン

(1) 日本ワインの生産と消費

現在、ワインの成人一人当たりの消費量は年間 3.1L（東京では 7.7 L 超）ですが（2012 年）、ヨーロッパに比べると少ない量です。しかし、最近では、ワイン消費の着実な増加が見られ、他のアルコール飲料の一人当たりの消費量が減少する中で、ワインのみが増加しています。

日本におけるワインの供給量（消費量） 千 KL



資料：ワイナリー協会

しかし、現在の日本のワインの生産・消費のパターンは、その歴史的な背景と農業の現況その他の経済・社会的状況を反映して、特異というべき構造です。すなわち、日本で栽培されるブドウによるいわゆる日本ワインが約 5%、輸入果汁から造られるワインが約 24%、輸入ワインが約 71%です。日本の土地の制約や農業の弱体化、気候の条件などから日本でブドウの生産を急速に拡大することは難しいからです。増大する消費者のワイン需要に応じていくため、輸入に 70%以上も依存しています。国産ブドウで造る日本ワインは、各産地にある 200 社ほどの地域をベースとする中小のワイナリーが主として生産を担っています。

また、日本には 5 社の大手のワイン製造企業があり（麒麟ビール（メルシャン）、キッコーマン（マンズワイン）、サントリー、アサヒビール、サッポロビール（サッポロワイン）は、地域にも拠点を持ち地域でできるブドウからの日本ワインの生産にも力を入れています。なお、輸入果汁から醸造される通常消費ワイン（テーブルワイン）の多くはこれ等の大手企業によって生産されています。

日本のワインの生産と消費

2012 年

ワインの量 千キロリットル		ワインのタイプ	割合	生産者のタイプ
国内で生産された ワイン (国産ワイン) 99.0	日本産ブドウで生産されたワイン (日本ワイン) 17.8	上質ワイン 中級ワイン 通常消費ワイン	5.2%	大手及び中小 ワイナリー
	輸入果汁及び輸入バルクワインに よるワイン	通常消費ワイン	23.6%	主として大手 ワイナリー

	81.2			
輸入ワイン 245.0		通常消費ワイン 中級ワイン 上質ワイン	71.2%	大手及び中小 の輸入業者
合計 344.0			100.0%	

資料：国税庁、推計値を含む。

(2) 日本ワインの地理的表示の思想に基づく生産の定着

ワインは、風土をよりよく反映する産品です。風土は、その土地の土壌や気候などの自然条件のほかその土地の歴史や文化から成り立っています。特に、ワインの品質と特徴は土地で作るブドウに大きく依存します。日本でもワインを造る人はそのことを最近強く認識するようになり、「ワイン造りは農業である」とよく表現します。

しかし、1980年代から90年代中頃まで、日本で栽培するブドウからワインをつくることを疑問視する考え方があったのです。海外の輸入果汁等が合理的な価格で輸入できるようになったことと、日本でのブドウ栽培はコストが高く、しかも、日本の気候条件等がワイン用のブドウ作りには適していないのではないかとという理由からです。地域の中小のワイナリーも生産を続けられなくなるのではないかと危惧しました。

これに対し、いくつかのワイナリーは、第一章で述べた地理的表示の基本思想にのっとり、よいワインはブドウ作りを切り離してはできない、自然と土地に根差していなければならないという考え方を堅持したのです。この結果、日本のブドウでできる日本ワインが生き延び、その後、品質が急速に向上してきました。

今では、消費者もワインのこの基本的性格を理解し評価するようになってきたと思います。つまり、ブドウを作ることに對し、条件が不利であり、また、コストがかかるとしても土地に根差したワインを懸命に造ることに消費者が共感し、ワインを造る人を応援するようになっています。

したがって、日本ワインが推定で5%程度しかないのですが、日本ワインへの関心は消費者の間で非常に高まっています。つまり、今では日本ワインは地理的表示の思想に基づき生産されているということです。

日本ワインの生産量

：千キロリットル

	2007	2010	2011	2012
日本ワイン	22.2	20.1	17.9	17.8
輸入果汁等によるワイン	58.8	67.9	77.1	81.2
合計（国産ワイン）	81.0	88.0	95.0	99.0

国税庁資料より推計

日本が本格的なワインを造るようになってから 50 年ほどの歴史しかありませんが、近年、世界に誇れるワインが生産されるようになってきました。また不思議なことに土地に根差したワインを丁寧に造ると日本の特徴というべきものが現れてきます。さらに、各産地の特徴も現れつつあります。地域のよいワインは、飲むものに何かを訴えてくるのです。これがワインの魅力です。この日本の特徴は日本食によく合うのです。日本食の繊細さを引き立てる役目も果たしています。

(3) 日本ワインの地理的表示制度整備の必要性

このように、日本では、日本ワインブームのような現象が見られるほどになっていますが、日本ワインの実態をよく見る必要があります。日本のブドウで造られるいわゆる「日本ワイン」がどのくらいあるのか正確な統計はまだありませんが、公式な関連統計を利用して推計してみますと、年間 1.8 万 KL（キロリットル）ほど（ブドウに換算すると約 2.4 万トン）と思われ、また、近年、ほとんど増加しておらず、長期的には減少傾向です。この原因は、日本での農家の体力が落ちてきていることや日本でブドウをつくることのコスト高、さらには海外のワインとの競争激化などが原因であろうと思われま

す。日本ワインの需要は強いのですが、原料ブドウが足りないという状況になっています。増大する需要に応じていくため、ブドウの生産を如何に安定的に拡大できるかが大きな課題です。日本ワインの原料ブドウの半分以上は農家が供給していると推計されており、農家のブドウ供給の安定的拡大が重要です。

また、日本ワインの生産を大きく担っている地域の中小のワイナリーの経営状況を見ますと、国税庁の統計では 154 社調査したうち、その半分以上を越える 82 企業が欠損及び低収益企業（税引前当期利益が 50 万円未満）となっています（2010 年）。また、数年同じような状況が続いています。決して経営状況が良好とはいえないと思います。したがって、正確なところは分かりませんが、ブドウ生産農家から十分な価格でブドウを購入する余裕がないのではないかとみられます。

ワインは、国際商品であり、貿易量も多く、国際的競争が激しい商品です。今までは、いわゆる新世界の国のワインが増大してきていたのですが、最近では、中国、インド、ヴェトナム、タイなどのアジアの国でワインが生産され、輸出もされるようになってい

ます。これに応じて国際競争はますます激しくなっていくと思われま

す。世界では、自国の産地でできるブドウによるワインで産地の特徴を現しているワインを法律によって上質ワインと位置付け、その振興と輸出の拡大を支援しています。この中心的な制度が地理的表示制度です。ヨーロッパ諸国をはじめ、アメリカ、オーストラリアなどの新世界の諸国など多くの国が導入し、上質ワインの世界的な枠組みになっています。しかも、地理的表示ワインでないと、特にヨーロッパ諸国に輸出する場合、産地の表示、

「シャトー」、「シュールリ」などの伝統的表現や「樽発行」、「樽貯蔵」などの製造上の表現の表示が認められず、貿易上不利な取扱いがなされます。

日本ワインについても、地理的表示の考え方や方式をこの際検討し、制度を整備し、推進していくことが、上記のような日本ワイン生産上の困難を打開しつつ、日本ワインを支えていく上で有効であろうと思います。

日本が国税庁告示により酒類について地理的表示制度を導入した1994年当時は、日本ワインについてはまだ発展の度合いが低く、地理的表示を導入するメリットがそれほど感じられなかったこと、制度も指定の手続きや生産基準の考え方などの定めがなく十分でなかったこともあり、指定が多くなかったと思われます。

しかし、先に述べたように、日本ワインの品質が急速に向上し、輸出も一部できるようになっています。また、いくつかの地域で産地形成がなされ、産地の特色も垣間見えてきています。現在は、地理的表示を積極的に活用し、日本ワインの価値をさらに高めていく条件が整いつつあると思われます。

日本ワインの産地の形成の状況をみてみましょう。日本ワインの品質がよくなるにつれ、消費者から注目されるようになり、ワインの産地が徐々に形成されてきています。大きな産地としては、ブドウ栽培とワインの発祥の地である**山梨**があり、第二には比較的新しく形成されてきた産地の長野県の**千曲川バレー（千曲川バレー上流地域（東信）、千曲川バレー下流地域（北信））**、松本市に近い**桔梗ヶ原バレー**です。桔梗ヶ原は山梨に次ぐ古い歴史を持っています。第三は比較的古い産地の**山形県最上川流域**です。第四番目は、最近急速にワインの生産量を伸ばしてきている**北海道（余市、空知地域及び十勝地域）**です。

以上のほか、**新潟県、長野県の日本アルプスバレー**が産地形成されつつあると思います。さらに、青森、岩手、栃木のほか、京都、兵庫、岡山、島根、広島などの西日本及び熊本、大分などの九州でもワインが造られています。ワイナリーが散在し、まだ一つにまとまった産地を形成する段階には至っていないと思います。

2013年に日本でワインとして初めて指定された地理的表示「山梨」に引き続き、以上の産地をあるいはそれらの中の小地域を産地の希望に応じてできるものから、順次、地理的表示産地に認定していくことが考えられます。産地の生産者がワインの質の向上に向かって努力する体制を整えることだと思います。

前にも述べましたが、このようにして、地理的表示を形成していけば、現在においても全国で200ほどあるワイナリーの70%強をカバーできます。生産されるワインの量ではさらにカバー率は高くなると思います。その後、産地形成される産地やより狭い地域の地理的表示を認定していくことが考えられます。現在でも先進の地域ではよいワインができるより狭い地域がいくつか現れてきています。

ワイン産地とワイナリー数

産地	ワイナリー数
山梨	80
千曲川ワバレー	10
桔梗ヶ原バレー	9
山形最上川	14
北海道	27
小計	140 (70.0%)
新潟	8
日本アルプスバレー	4
小計	12
合計	152 (76.0%)
全国	約 200

ワイナリー数は各種の資料から算定しており、正確な数字は把握されていない。

特に、全国合計値は、年々増加していることもあり、現時点の正確な数値は分からず、約200とした。

このように地理的表示を認定していく場合、注意しなければならないのは、地理的表示の生産基準です。多くのワイナリーをカバーする地理的表示の生産基準の水準があまり低いものであれば、日本ワインの品質は低位平準化してしまうおそれがあります。地域の実情に即しつつも、さらなる品質向上に向けたインセンティブを与えるものでなければならないと思います。

重要なことは、第一章で述べた原産地呼称の基本思想とその実現のための制度を十分理解し、産地の風土を体現したよいワイン造りに生産者がともに努力していくことです。このためには、前各章で説明しましたように、世界にはいろいろな型の地理的表示制度がありますが、2013年に指定された地理的表示「山梨」は、実質的には典型的なヨーロッパ型の地理的表示制度です。

ヨーロッパ型の地理的表示制度の特徴は、一個人あるいは一ワイナリーではなく関係者全体の産地の知的財産として価値を高めていくことです。前にも述べましたが、産地のある特定の生産者がよいワインを造り、有名になった場合、産地としての価値も上がることで、産地の他の生産者にとってもよいことなのです。したがって、生産者間の協力が成り立ちます。これによって産地としてのワインの評価を一層高めていくことができます。

以上に述べた日本ワインの地理的表示制度は、本来、法律で明快にすべきでしょう。というのは、生産者団体が生産の条件を定め、登録申請をし、当局が審査し、登録された地理的表示の実施について当局が指導監督をする。また、地理的表示の偽装表示については当局が

取り締まることなどを法律で規定し、国民に対し、地理的表示ワインは生産者が証明し、国がそれを保証する上質ワインであることをはっきりと示していく必要があります。

しかし、現在、ワインリー等ではよいワインを造るための生産の条件を中心に様々な意見がありますので、法律にするまでには、なお、生産者をはじめ国民の間で検討をさらに深めていく必要があるように思えます。EUは国際交渉において地理的表示を法制化して、保護を強化すべきとしており、国際的な動向にも注意を払うべきでしょう。

法律にするのは時期尚早ということであれば、できるだけ早く、行政手続きにより、地理的表示の考え方や、指定あるいは認定の手続きを詳しく定めるべきと思われます。

(4) 不可欠な農家によるワイン用ブドウ生産の拡大

ワインの品質はブドウの質に大きく依存するといわれています。ワイン造りは農業だともいわれています。日本ワインの原料ブドウの半分以上を農家が供給していることは前にも述べました。しかし、農家を作るワイン用ブドウは年々減少しています。ワイン用ブドウ生産では収益が少ないということもありますが、大きな原因は農家の高齢化や後継者の減少など農業の体力の衰えが背景にあることです。

ブドウのワイン用等加工仕向け量の推移

単位：トン

	2004	05	06	07	08	09	2010	2011
北海道	2,252	2,403	2,282	2,373	2,035	1,846	1,402	1,273
岩手県	1,016	701	789	945	799	711	853	799
山形県	2,367	1,962	1,989	1,582	845	807	773	812
山梨県	3,481	2,788	3,826	3,158	3,568	3,729	2,810	2,860
長野県	2,690	4,204	4,350	4,481	3,943	3,471	4,245	3,880
兵庫県	623	641	611	704	265	295	158	158
島根県	251	460	311	341	345	356	349	206
全国計	15,360	15,022	15,838	14,865	13,056	12,280	11,462	10,706
	12,204	11,646	13,400	12,656	11,059	10,590	10,084	9,671

資料：農水省特殊果樹生産動態等調査

注：この表は、醸造用、果汁用及び缶詰用に仕向けられた量の数値である。ただし、最下段は醸造用に仕向けられた数値である。

また、日本の全体の量の半分程度しか把握できていないといわれている。さらに、農家の生産する量とワイナリーが生産する量が混在している資料である。

ワイナリーも自らのブドウ生産を増加する努力はしていますが、ブドウ生産を多くしていくと採算が悪くなる傾向があります。よって、農家のブドウにかなり依存せざるを得ま

せん。農家のブドウ生産が拡大し、そのブドウの品質がさらに高まることが日本ワインの発展にとって不可欠なのです。

今までも、ワイナリーと農家の協力が推進され、契約農家制度の導入などにより、ブドウの品質改善等の様々な努力が行われてきています。しかし、地域にもよりますがブドウ農家側にワイン用ブドウを作ることにに対する情熱と意識が十分でないこともあるようです。

ブドウ農家及び農協等がよいワイン用ブドウを作ることの意義を十分理解し、その方向に向かった取り組みが一層必要と思われます。地理的表示は産地の共通の財産として形成されていくわけですから、ブドウ農家、農協もその実施に積極的に参加し、産地のワインの品質を高めていくことに貢献すべきと思われます。生産基準の作成などにも参画すべきでしょう。ただ、最近、千曲川バレー、北海道などでワイン用ブドウ専門の比較的大きな意欲的な農家が出現しており、非常によいブドウを造っている例も見られます。

とにかく、日本ワインの生産量を増大させつつ、振興を図っていくためには、農家によるブドウ生産が拡大できるかどうかにかかっています。もし拡大できれば、日本ワインの生産量は2倍あるいは3倍に増加させることができるはずです。また、このような増加がなければ大きな輸出産品になっていきません。

日本ワインの中には、いわゆるヨーロッパの高貴ブドウを主体としないスタンダードともいべきワインがあります。これらは、アメリカ品種のデラウェア、ナイアガラ、コンコードなどのほか交配種のマスカット・ベイリーAなどで作られるワインです。これらの原料ブドウの多くは農家が生産しています。これらの品種は湿気にも病害にも強く、農家が栽培技術を蓄積してきていますので、無理のない価格のワインが造られます。また、これらのスタンダードワインを生産し安定的にワインを販売していかないと経営が成り立たないというワイナリーが地域には多いのです。日本では、ヨーロッパのような高価なワインのみを生産するいわゆる「ドメイン」のワイナリーはまだほとんど存在していません。今、日本ワインブームでカベルネ・ソーヴィニヨン、ピノ・ノワール、シャルドネなどのヨーロッパ品種の高価なワインのみが注目されがちですが、スタンダードワインの重要性を忘れてはならないと思います。地域のワイナリーを訪問しますとその産地の農家が作るブドウを主体にワイナリーの様々な工夫によってよいスタンダードワインが生産されているのがわかります。地理的表示になりうるワインも多いと思います。地理的表示制度を各産地で形成していく場合これらのワインを通常消費ワインに追いやってはならないと思います。

ワイン用ブドウの生産は、気候が比較的冷涼で、降雨量が少ない地域で生産が可能です。特に、かつて桑畑あるいはリンゴ農園であった土地であればワイン用ブドウの栽培は原則として可能です。西日本でも標高が高い地域はこのようなワイン用ブドウに適した土地は多いはずです。最近、ワイナリーが開発したブドウ園は、遊休農地の利用が多いので

す。中山間地域でもよいのです。むしろ、中山間地域の方が適しているかもしれません。このような土地利用によりワイン用ブドウの生産が拡大していけば、地域の活性化にも大きく貢献できます。ワイン用ブドウの生産の拡大に当たっては、農外からの参入の奨励と一定期間の支援さらに地方公共団体の援助が必要でしょう。潜在的な希望者は多いと思われます。

2014年10月にワイン法の国際学会に出席し、地理的表示を含む日本のワイン法の検討状況を説明しましたところ、全消費量の5%しかないワインについてワイン法ということもないであろうと皮肉られました。とにかく、ワイン用ブドウの生産を増加させる必要があります。そうでないと日本ワインのシェアはワイン消費量の増大に伴ってさらに下がっていくと思われまます。

今まで、ワイン用ブドウを作る農業に対し、行政や農協の関心が薄かったのではないかと思います。今後は、行政としてもワイン用ブドウの農業の重要性を認識し、支援を強化して行くべきでしょう。現在、日本ワインの生産量及びワイン用ブドウの生産量と栽培面積に関する統計などが整備されておられません。日本ワインの実態を正確に把握し、その振興を図っていく上で必要な統計です。これらの統計を整備し、公表されることを切に望みます。

注：この文書は、2015年3月末に発行された「農林水産物と飲食品の地理的表示」（農文協）の第9章を若干修正・加筆したものである。この本は、農林水産物・食品の地理的表示を対象としていますが、ワインの地理的表示も取り扱っています。詳しくは、この本をご覧ください。